



金沢市公報

第2607号の3

平成20年(2008年)12月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| | |
|-------------------------------------------|-----|
| 目次 | ページ |
| 告 示 | |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課) | 1 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について(") | 1 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (") | 2 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (") | 2 |
| 兼用工作物の管理の方法を定めたことについて | |

| | | |
|------------------------|------------|---|
| て | (道路管理課) | 3 |
| 公 告 | | |
| 金沢農業振興地域整備計画の変更について | (農業総務課) | 3 |
| 予防接種を行うことについて (健康総務課) | | 4 |
| 地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課) | | 5 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて | (農業委員会事務局) | 5 |
| 公営企業公告 | | |
| 指定給水装置工事事業者の指定について | (企業総務課) | 5 |

告 示

●金沢市告示第250号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 指定年月日 |
|-----------------------|--------------|------------|-------|------------|
| さかえ内科クリニック | 金沢市窪3丁目185番地 | 内科 | 大場 栄 | 平成20年9月27日 |
| 医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院 | 金沢市小坂町中83番地 | リハビリテーション科 | 染矢 滋 | 平成20年9月27日 |

●金沢市告示第251号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

| 医療機関の名称 | 所在地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 辞退年月日 |
|--------------------------|-------------|--------|-------|------------|
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 泌尿器科 | 武田 匡史 | 平成20年3月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 産婦人科 | 丹後 正紘 | 平成20年3月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 心臓血管外科 | 明元 克司 | 平成10年4月16日 |

| | | | | |
|--------------------------|-------------|-------|-------|------------|
| 石川県済生会金沢病院 | 金沢市赤土町二13-6 | 内科 | 東福 要平 | 平成19年9月30日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 脳神経外科 | 田口 博基 | 平成9年11月3日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 泌尿器科 | 村山 和夫 | 平成10年8月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 神経内科 | 大村 真弘 | 平成11年3月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 眼科 | 佐伯 明美 | 平成20年7月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 眼科 | 佐伯 智幸 | 平成10年7月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 内科 | 田辺 釧 | 平成6年12月31日 |
| 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター | 金沢市下石引町1番1号 | 精神科 | 佐野 譲 | 平成12年4月30日 |

●金沢市告示第252号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

1

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|----------|---------------|-------------------------|------------|------------|
| もりやま越野病院 | 金沢市森山1丁目5番26号 | 医療法人社団 瑞穂会 理事長 高邑 昌輔 | 腎臓に関する医療 | 平成20年11月1日 |

2

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 指定年月日 |
|---------------|---------------|-------------------------------|------------|
| てまり涌波薬局 | 金沢市涌波1丁目8番33号 | 株式会社 スパーテル 代表取締役 橋本 昌子 | 平成20年10月1日 |
| 県庁北ゆうゆう薬局 | 金沢市鞍月4丁目147番地 | 株式会社 ハイ・サポート 代表取締役 辻川 繁 | 平成20年10月1日 |
| マツモトキヨシ金沢西口薬局 | 金沢市木ノ新保1番1号 | 株式会社 エムケイ東日本販売 代表取締役 渡邊 孝男 | 平成20年9月1日 |

●金沢市告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

1

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 担当すべき医療の種類 | 辞退年月日 |
|----------------|---------------|--------------------------|------------|------------|
| 医療法人社団 越野病院 | 金沢市森山1丁目5番26号 | 医療法人社団 越野病院 理事長 越野 慶隆 | 腎臓に関する医療 | 平成20年11月1日 |

2

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 辞退年月日 |
|---------------|-------------|--------------------------------|-----------|
| マツモトキヨシ金沢西口薬局 | 金沢市木ノ新保1番1号 | 株式会社 マツモトキヨシ 代表取締役社長 松本 南海雄 | 平成20年9月1日 |

●金沢市告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

1 兼用工作物

浅川20号田上本町線3号と二級河川大野川水系浅野川の堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

浅野川

右岸 金沢市田上本町土地区画整理事業地内94街区11画地先から
金沢市田上本町土地区画整理事業地内95街区1画地先まで
延長 67.6メートル

3 兼用工作物の管理

- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出すること

ができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
平成20年12月1日から平成21年1月5日まで
 - (2) 場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限
 - (1) 申出先
金沢市産業局農林部農業総務課
 - (2) 申出方法
書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）
 - (3) 申出期限
平成21年1月20日
- 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限
 - (1) 提出先
金沢市産業局農林部農業総務課
 - (2) 提出方法
持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）
 - (3) 提出期限
平成21年1月5日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間
平成20年10月21日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成21年1月8日とする。
 - (1) 平成20年12月21日から同月31日までに65歳になる者
 - (2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成20年12月21日から同月31日までに60歳になる者
- 4 予防接種を行う場所
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

| 予防接種を行う 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | |
|------------------|-------------------------|---------------|
| | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 染矢 滋 | 浅ノ川総合病院 | 金沢市小坂町中83番地 |
| 林 陽子 | 鈴木レディスホスピタル | 金沢市寺町2丁目8番36号 |
| 松田 一郎 | 松原病院 | 金沢市石引4丁目3番5号 |

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成20年12月1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成20年12月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

| 地区計画等の種類 | 地区計画等の名称 | 地区計画等の位置 | 地区計画等の区域 |
|----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 地区計画 | サンシャイン千木地区地区計画 | 金沢市千木町の一部 | 別図（登載省略） のとおり |
| 地区計画 | 金沢市若松・鈴見地区地区計画 | 金沢市もりの里2丁目、もりの里3丁目、鈴見町郡家山及び若松町南の全部並びにもりの里1丁目、田上町、上若松町、鈴見台1丁目、若松町3丁目、若松町京中及び若松町の各一部 | 別図（登載省略） のとおり |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年12月1日

金沢市長 山 出 保

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成20年12月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成20年12月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所 在 地 |
|------|----------|--------------|
| 508 | 株式会社 モリタ | 金沢市保古1丁目48番地 |

| | | | |
|-------------------|------|------------------|-----------|
| 平成20年(2008年)12月1日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成20年(2008年)12月1日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 | 120円 | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| | | 石川県金沢市玉銚4丁目166番地 | |